

訴えの提起の件（詐害行為取消し）

平成30年（2018年）9月25日提出

札幌市長 秋 元 克 広

本市は、下記により訴えを提起するものとする。

記

1 事件名

詐害行為取消請求事件

2 当事者

原告 札幌市

被告 東京都中野区在住者（以下「被告中野区在住者」という。）

3 訴えを提起する裁判所

札幌地方裁判所

4 請求の趣旨

(1) 株式会社USCS（以下「USCS」という。）が被告中野区在住者との間で平成23年7月7日にした温泉権譲渡契約を取り消す。

(2) 被告中野区在住者は、(1)により、USCSが有していた河川法（昭和39年法律第167号）第24条に基づく河川の占用許可を受けた地位の被告中野区在住者への譲渡が取り消された旨を河川管理者である北海道知事（空知総合振興局札幌建設管理部扱い）及び温泉台帳を管理する北海道知事（保健福祉部扱い）に通知せよ。

(3) 訴訟費用は、被告中野区在住者の負担とする。

との判決を求める。

5 訴え提起の理由

札幌市南区に所在するホテル（以下「本件ホテル」という。）の土地及び建物を所有するUSCSは、平成16年から市税を滞納し、現在も法人市民税、固定資産税、事業所税及び入湯税に係る約2億7000万円（平成30

年8月8日現在)の滞納市税及びこれに係る延滞金(以下「滞納市税等」という。)が未納のままである。

USCSは、度重なる本市の督促等に応じなかったばかりか、平成23年7月7日において、自らが約5億円もの債務超過状態にあり、自己の財産を他人に譲渡すれば債権者を害することになることを認識しながら、本件ホテルにおいて利用する温泉に関する権利(以下「本件温泉権」という。)を被告中野区在住者に4000万円で譲渡したものであり、これは、本市の租税債権の正当な行使を妨げる詐害行為である。

USCSは、上記のほか、その実質的支配者である被告中野区在住者の指示の下、複数の法人を利用して財産を隠匿し、本市の滞納処分を幾度となく妨げてきたものであり、以上のような詐害行為を放置することは、本市の今後の税務行政に重大な支障を及ぼすことになる。

よって、本件温泉権の譲渡を詐害行為として取り消し、USCSに本件温泉権を戻した上で差し押さえ、USCSの滞納市税等の回収を行うため、本件訴えを提起する。

6 訴訟追行について

本件訴えの提起後において、その目的達成のために必要がある場合には、訴え又は当事者の追加又は変更等を行うことができるものとする。

(理由)

詐害行為取消しの訴えを提起するため、本案を提出する。